

令和2年10月1日

## 内部通報制度について

コンプライアンス委員会  
事務局

項目	内容		
①開始日	平成 28 年2 月1 日 （令和2年10月1日改訂）		
②対象	<p>職場の中で「各種法令」違反や、「企業行動指針」及び「社内規程」（注）に反するような、または違反の恐れのある問題点（例：ハラスメント行為、横領等の不正行為）</p> <p>（注）社内規程：就業規則、経理規程など社内独自の規程をさします。</p> <p>本来ならば職制を通じて報告／相談すべきだが、理由があって上司に報告、相談することができない（又は、対応してもらえない。）、更に直接の上司を飛び越して通報、もしくは相談したいが、適当な上位者が分からない。その他、「企業行動指針」に記載がない場合でも“おかしい”と思われることがあれば、通報、相談の対象とします。</p>		
③遵守事項	通報、相談内容は、客観的な事実に基づく、または事実と信ずるに足りる情報に基づいていることを前提にします。証拠云々の必要はありませんが、感情や憶測だけに基づいた、誹謗中傷にあたる行為は謹んで頂きたいと思えます。		
④対象者	ジーライオングループの役員・社員（雇用契約のある者を原則とします） 上記以外の受け入れ出向社員、派遣社員、社内で働いている請負社員等からの通報、相談があればそれも受け付けます。		
⑤審査組織	コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関係する部門の3名で構成されます。  二つの相談窓口（社内／社外）で受け付けられた通報、相談は、イメージ図（資料A）に基づいてコンプライアンス委員会にすべて報告されます。同委員会において調査の必要性があると判断された場合、事務局は自ら調査し、もしくは、関連部署を含む調査チームに調査を依頼し、その結果を同委員会に報告します。		
⑥相談方法	<table border="1"><tr><td>社内窓口</td><td>委員会事務局が受け、全てをコンプライアンス委員会に報告します。 通報、相談は全て記名とします。(所属、氏名を明記) 通報、相談手段は、「e-mail」「手紙」または「面談」とします。 別紙①「報告・通報・相談書と別紙②「内部通報制度連絡票」をご利用下さい。  ※電話：情報を正確に把握するために、電話による受付は行いません。 fax：機密性を保証できませんので、fax による受付も行いません。</td></tr></table>	社内窓口	委員会事務局が受け、全てをコンプライアンス委員会に報告します。 通報、相談は全て記名とします。(所属、氏名を明記) 通報、相談手段は、「e-mail」「手紙」または「面談」とします。 別紙①「報告・通報・相談書と別紙②「内部通報制度連絡票」をご利用下さい。  ※電話：情報を正確に把握するために、電話による受付は行いません。 fax：機密性を保証できませんので、fax による受付も行いません。
社内窓口	委員会事務局が受け、全てをコンプライアンス委員会に報告します。 通報、相談は全て記名とします。(所属、氏名を明記) 通報、相談手段は、「e-mail」「手紙」または「面談」とします。 別紙①「報告・通報・相談書と別紙②「内部通報制度連絡票」をご利用下さい。  ※電話：情報を正確に把握するために、電話による受付は行いません。 fax：機密性を保証できませんので、fax による受付も行いません。		

	<p>社外窓口</p> <p>堂島法律事務所（顧問弁護士）が受け付けます。</p> <p>記名／匿名どちらでも受けますが、匿名の場合、結果はお知らせできません。また記名の場合でも、社内には名前を伏せて欲しいという要望にお応えします。（別紙②「内部通報制度連絡票」の該当項目を参照願います。）</p> <p>この場合は結果の連絡も可能です。</p> <p>通報、相談手段は、「手紙」「fax」または「e-mail」とします。</p> <p>別紙①「報告・通報・相談書と別紙②「内部通報制度連絡票」をご利用下さい。</p> <p>本制度の趣旨からはなれた、個人的な法律相談等はお受けできません。</p>
⑦審査結果	<p>無記名の通報の場合あるいは、記名であっても審査結果のフィードバックが不要という意思表示がある場合を除き、審査結果を連絡します。</p> <p>（別紙②の内部通報制度連絡票の該当項目を参照願います。）</p> <p>なお関係者のプライバシーその他の関係で、全てをお伝えできないこともあります。また調査が長引くこともありますので、その場合は中間報告を致します。</p>
⑧守秘義務	<p>コンプライアンス委員会、事務局のメンバーは、通報者の氏名や通報内容に関する一切の情報に関して、法令又は本規程に基づく場合その他正当な理由がない限り、開示してはならない義務をおっており、記名の通報、相談の場合でも、通報、相談者の名前が公になることはありません。</p> <p>社外窓口にて記名で通報し、かつ、コンプライアンス委員会やその事務局を含めて社内に名前を伏せたい場合は、その旨を明記して社外窓口（顧問弁護士）に相談してください。</p> <p>（別紙②「内部通報制度連絡票」のアンケート項目を参照願います。）</p>
⑨その他	<p>③の遵守事項を守っていただける限り、通報、相談を行ったことで社内における取り扱いが不利になることはありません。あくまでも重大な問題点の早期発見が目的ですので、心配はご無用とお考え下さい。</p> <p>通報、相談していただいた内容は、社内に再発防止の例として公表することがあります。その場合は氏名など特定できる情報は伏せて行います。通報、相談内容によっては事実関係の調査を行うこともあります。調査は事実に基づいて公正に行い、調査対象となる社員が如何なる不公正な取り扱いを受けることもありません。</p>

#### 【相談の宛先】

社内窓口	e-mail	<a href="mailto:co-co@glion.co.jp">co-co@glion.co.jp</a>
	手紙送付先	〒650-0033 兵庫県神戸市中央区江戸町104 6階 ジーライオングループ コンプライアンス委員会事務局
	面談希望	上記いずれかの方法で希望日時や場所をご連絡ください。
社外窓口 (弁護士)	手紙送付先	〒541-0041大阪市中央区北浜2-3-9入商八木ビル 堂島法律事務所 GLIONグループ担当窓口 宛
	fax	06-6201-0366
	e-mail	irs-glion@dojima.gr.jp

資料A：内部通報制度のイメージ図

